

第4回 岡山市宿泊税等検討委員会 議事要旨

1 概要

開催日時：令和8年4月28日（月） 14時～15時

出席委員： (50音順・敬称略)

氏名	所属・役職等
おがわ しょうこ 小川 祥子	(公社)おかやま観光コンベンション協会 専務理事
くろさき よしこ 黒崎 良子	岡山商工会議所 理事
たかがき つとむ 高垣 努	(一社)日本旅行業協会中四国支部岡山県支部 支部長
たかぼたけ だいさく 高島 大作	岡山市旅館ホテル協同組合 理事長
ながさわ けんいち 長澤 健一	(株)日本政策投資銀行 岡山事務所 所長
ふるまつ のりこ 古松 紀子	岡山大学 学術研究院社会文化科学学域(経済) 教授
みよし ひろし 三好 宏	岡山商科大学 産学官連携センター長

事務局：木内産業観光局長、高原税務部長、的場観光部長、大月税制課長、
新居田観光振興課長、尾島課税管理課長、他事務局職員

傍聴者：なし

報道機関：9社

2 議事要旨

(事務局) [答申案:第1章 現状分析]により説明

(委員長) 意見なしのため、素案どおりとする。

(事務局) [答申案:第2章 観光振興のための新たな財源の検討]により説明

(委員長) 意見なしのため、素案どおりとする。

(事務局) [答申案:第3章 宿泊税の用途及び導入目的]及び[参考資料:先行自治体の観光まちづくりの用途例]により説明

(委員)

- 旅行事業者や観光事業者の立場からすると、税を徴収すること自体よりも、その成果がどのように地域へ還元され、観光需要や地域価値の向上に繋がるのかを明

確にすることが重要である。特に、集客や来訪促進といった施策の効果が、住民の皆様にも実感できる形で地域に還元されることで、観光と地域が持続的に共存できる仕組みになる。単なる財源確保にとどまらず、将来的には、観光地として再投資していく仕組みができればと考える。

- 宿泊事業者には、用途が不明という意見が多いので、明確にすることが重要。
- 岡山市の宿泊者はビジネス客が多いという特徴があるため、ビジネス客にも裨益するような用途をしっかりと盛り込むべき。宿泊税には、広い意味で、住民サービスを受けているのに税負担をしていない県外の宿泊者に対する課税という側面がある。そのため、用途は、外部性のある公共的な事業を優先的にして欲しい。例えば、民間にできない公衆トイレの整備や無電柱化、緑化などのインフラ整備は、ビジネス客を含む県外からの来訪者や住民にも、幅広く受益できるため説明しやすい。
- 実際に税を納める側からすると、具体的で分かりやすい内容の提示が必要。宿泊税を何に使ったかを外向けにアピールしていくことで、宿泊施設に対する宿泊者からの問い合わせが減ると思う。

(委員長)

- 素案どおりとする。具体的な用途については、これまでの意見を踏まえ、事務局においてしっかりと検討を行うようお願いする。

(事務局) [答申案:第4章 宿泊税の課税要件等]により説明

『課税客体・課税標準・納税義務者・徴収方法』

(委員長) 意見なしのため、素案どおりとする。

『税率(税額)』

(委員長) 意見なしのため、素案どおりとする。

『免税点』

(事務局)

- 予約のタイミングによって宿泊料金が変動することから、免税点を設けると課税の有無がその都度発生し、現場のオペレーションが複雑化してしまう。また、委員の方から、「税制度はシンプルであることが望ましい」、「宿泊施設の事務負担を少しでも軽減すべき」とのご意見があったことを踏まえ、免税点を設けないことが適当であると考えた。

(委員)

- 予約のタイミングによって課税の有無が変わると、宿泊事業者がその都度判断しなければならなくなる。税制度としては、シンプルで基準がブレないものが望ましいため、免税点は設けない方が良いと考える。
- 税の制度の形はシンプルの方が良いと考えているので、この案に賛成する。

- 一年を通じて間違いなく宿泊料金が 5,000 円、ないしは 3,000 円を超えない宿泊施設もあるのではないかと思う。そのあたりをもう少し調べて検討してみるのはいかがでしょうか。
- 制度としての分かりやすさ、公平性の観点から、設けない方が良いと思う。
- 導入時には、シンプルな制度の方が現場の混乱を避けられる。宿泊料金によって課税の有無を判断することになると、それに伴うスタッフの教育など負担が多くなるため、複雑化は避けるべきである。一方で、導入による影響も否定できないことから、小規模事業者や低価格帯の施設への配慮も必要となる。まずは現行の案でスタートし、運用の実態を見極めながら、今後の見直しにおいて柔軟に対応していくことが必要ではないか。
- シンプルな制度にするため当初は免税点を設けず、運用状況の検証を通じて必要な見直しを行っていくことについては一定の評価をする。しかしながら、低価格設定で頑張っている地元の宿泊事業者の声も切実であるため、負担軽減とのバランスも考慮した制度設計を考えていってほしい。

(委員長)

- 宿泊事業者が困るような事態が生じた際には、速やかに様々な手段を講じてサポートする姿勢で臨んでいただきたい。
- 素案どおりとし、免税点は設けないこととする。

『課税免除』

(委員長) 意見なしのため、素案どおりとする。

『特別徴収義務者への補助』

(委員)

- 先行自治体における交付率は 2.5%程度ということだが、クレジットカードの手数料は少なくとも 2.5%以上である。さらに、OTA 経由の予約の際には 10%の手数料が発生する可能性があることや、宿泊者から税を徴収できない場合に事業者がその分を負担することになるのではないかという懸念がある。
- 事務局回答: 宿泊事業者の方々の状況についてはお伺いしている。補助率等については、今後さらなる協議が必要であるため、関係者と協議のうえで確定したい。

(委員長)

- 素案どおりとする。具体的な補助制度については、事務局においてしっかりと検討をお願いしたい。

『導入後の見直し・入湯税の見直し』

(委員長) 意見なしのため、素案どおりとする。

(事務局) [答申案:第5章 総括]により説明

(委員)

- 宿泊税は、地域の観光競争力を高めるための重要な財源であると認識している。しかしながら、宿泊事業者の皆様が負担が避けられないのも事実である。先行自治体の支援制度にならった検討がなされているとはいえ、隠れた負担や目に見えない人的コストの発生は否定できない。したがって、事業者の負担をどう減らせるかという視点を常に持ち、随時見直しをしていただきたい。また、使途については、景観整備や単なるプロモーションにはとどまらず、観光を起点とした新たな産業の創出や、力強い地域経済をつくるための財源として活用していただきたい。
- 宿泊税の制度をどのように継続させ、将来の観光の姿に繋げるかが重要である。観光は、交流人口を生み、地域経済を支え、雇用を創出する産業である。今後人口減少が進む中で、観光を一過性の政策ではなく、地域を支える産業の柱として育てていくことがますます求められる。宿泊税の導入そのものを目的化するのではなく、地域の価値向上や観光地の競争力強化に繋げるための手段として、丁寧な制度設計を進めることが重要である。これまで積み重ねてきた議論が、将来に向けた持続可能な産業育成の確かな一歩となることを期待している。
- 岡山市旅館ホテル組合の組合員向けに実施したアンケートでは、反対意見が 8 割を占めている。こうした現状を踏まえ、当組合としては反対の立場をとる。ただし、宿泊税の趣旨や必要性については理解している。事業者からは、事務負担による現場の疲弊や、経営圧迫への懸念がたくさん寄せられている。今後それらの課題をいかに解決していくかによって、反対意見も減っていくものと考ええる。
- 観光客の誘致を推進する岡山市が、観光客に税負担を求めるという矛盾が気にならないことはないが、県外宿泊者が住民サービスを享受しつつも税負担をしていない点や、他都市が導入する中で、岡山市が税収の機会を逸してはならないという観点から、一部に反対意見はあるものの、結論としては宿泊税導入に賛成し、答申案にも賛同したい。
- 答申案には賛成の立場をとる。費用と効果の検証においては、短期的な視点と長期的な視点が不可欠である。特に、今回宿泊事業者の皆様から示された不安は、短期的な費用に基づく部分が多い。行政においては、具体的な施策を示しつつ、「長期的な効果として観光業界へ財源を投資する」という認識のもと、いかに初期の課題を乗り越るかという姿勢で臨んで欲しい。また、予算が非常に厳しくなっていく中、現状のままでは今まで通りの観光サービス維持は困難となる。特定の財源を確保し、行政の責任において費用と効果を考えながら観光行政を進めることは、他自治体との競争力を確保する上でも非常に大事な視点だと思う。本制度の導入を第一歩とし、中身を明確に示しながら取り組んでいただきたい。
- 委員の皆様から様々な意見が出され、当検討委員会の意見として全体的に集約され、「持続可能な観光を実現するために導入すべきである」という一定の方向性が示された

答申案であると思っている。今後、事務局が制度設計を進めていく中で、宿泊事業者の理解と協力が得られるような制度にしていだければと思う。

(事務局)

- 宿泊事業者に負担を強いる点については十分に承知している。反対意見の背景には説明不足の側面もあるため、今後、しっかりと説明をさせていただくことで、全てではないにしろ、一定の懸念は解消されるものと考えている。また、委員の皆様からのご意見の通り、事業者の負担軽減の視点を持って制度設計を進め、見直しについても必要に応じて柔軟に対応したいと考えている。

観光ニーズの多様化や観光需要の回復、地域間競争が進む現状において、観光地として選んでいただくためには、魅力向上、受入環境の整備、新たな産業の創出が極めて重要と考えている。課税客体に関しては、ビジネス客も一定の行政サービスを享受しているという意見もあり、課税対象の確実な捕捉という点でも宿泊税が有効ではないかと思っている。

(委員長)

- 忌憚のない意見が出たことは、当検討委員会の大きな成果である。また、観光の地域間競争や財源の先細りの観点からすると、負担を求めつつも、その成果を地域に還元し可視化することで、観光客や住民の区別なく、岡山に関わるすべての関係者が一枚岩となって観光地域づくりに向き合う契機となることを期待する。答申案に盛り込まれた「理念に基づき、納税者や宿泊事業者を始めとする関係者に対し、丁寧な説明や必要な調整を図りながら、着実に制度構築を進めるように求める」との記述は、当検討委員会の総意であると認識しており、行政においてはくれぐれも丁寧な対応をお願いしたい。以上を踏まえ、当検討委員会としては、この答申案のとおり、岡山市が宿泊税の導入に向けた制度構築を進めていくこととして、答申を行うものとしたいが、よろしいか。
- 特にご意見がないため、この内容で市長へ答申することとする。皆様のお力添えでなんとか一つの形にすることができた。これまでのご尽力に感謝する。